

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	特定水産資源（くろまぐろ）漁獲量等の報告ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部水産局漁業資源課、銚子水産事務所、館山水産事務所、勝浦水産事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	特定水産資源（くろまぐろ）の漁獲量等の国への報告のため	
記録項目	1 氏名、2 漁船名、3 漁船登録番号、4 漁獲量	
記録範囲	特定水産資源（くろまぐろ）を漁獲した者	
記録情報の収集方法	本人の所属する漁協等からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国（水産庁）、他の実施機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	クロマグロ混獲回避型休漁支援事業関係ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部水産局漁業資源課、銚子水産事務所、館山水産事務所、勝浦水産事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	国支援事業の適正な実施	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 漁船登録番号、4 船名、5 漁業種類、6 係船休漁期間、	
記録範囲	係船休漁実施者	
記録情報の収集方法	係船休漁実施者所属グループからの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国（農林水産省）、大日本水産会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	クロマグロ混獲回避活動支援事業関係ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部水産局漁業資源課、勝浦水産事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	国支援事業の適正な実施のため	
記録項目	1 氏名、2 漁船登録番号、3 船名、4 漁業種類、5 操業場所、6 漁獲尾数	
記録範囲	クロマグロ混獲回避活動支援事業参加者	
記録情報の収集方法	放流作業実施者所属グループからの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国（水産庁）、NPO法人水産業・漁村活性化推進機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考		

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	沿岸クロマグロ漁業承認関係ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部水産局漁業資源課、水産課、銚子水産事務所、館山水産事務所、勝浦水産事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	沿岸くろまぐろ漁業承認のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 漁船登録番号、4 漁船名	
記録範囲	承認申請者	
記録情報の収集方法	水産課から協議文書として収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合窓口 (総務部審査情報課) (所在地) 千葉市中央区市場町 1 - 1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) ☐ 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	内水面一般採捕許可ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	千葉県農林水産部水産局漁業資源課、銚子水産事務所、館山水産事務所、勝浦水産事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	千葉県漁業調整規則に規定する内水面の採捕許可申請のため	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 採捕の種類、4 採捕する区域、期間及び水産動植物の種類、5 漁具の数及び規模、6 使用する船舶（船名、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数）7 採捕に従事する者の氏名、住所	
記録範囲	内水面一般採捕許可申請者	
記録情報の収集方法	申請者から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合窓口（総務部審査情報課） (所在地) 千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	千葉県漁業調整規則による	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	内水面一般採捕許可台帳	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部水産局漁業資源課、銚子水産事務所、館山水産事務所、勝浦水産事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	実施機関	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 使用する船舶（船名、漁船登録番号）、4 許可の有効期間、5 許可条件、6 許可年月日、7 使用する漁具の種類、数量	
記録範囲	内水面の一般採捕許可を受けた者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合窓口（総務部審査情報課） (所在地) 千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	千葉県漁業調整規則による	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	漁業許可申請（うなぎ稚魚漁業）ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部漁業資源課、銚子水産事務所、館山水産事務所、勝浦水産事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	漁業許可のため	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 知事許可漁業の種類、4 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地、5 漁具の種類、数及び規模、6 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数	
記録範囲	うなぎ稚魚漁業の許可申請者	
記録情報の収集方法	本人からの収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総合窓口（総務部審査情報課） (所在地) 千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	水産流通適正化法に基づく事業者の届出関係事務	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部水産局漁業資源課、各水産事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	水産流通適正化法に係る届出事務において、届出の内容を確認するため。	
記録項目	1 氏名（名称）、2 住所（所在地）、3 届出内容	
記録範囲	届出者	
記録情報の収集方法	本人（個人又は法人）又は代理人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備 考	-	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	内水面における小型機船底びき網漁業許可ファイル	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部水産局漁業資源課	
個人情報ファイル等の利用目的	小型機船底びき網漁業の許認可事務において、提出された申請書を審査し、東京都知事へ副申するため	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 申請内容	
記録範囲	しじみ漁業者（申請者）	
記録情報の収集方法	本人（個人）からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	東京都内水面漁業調整規則による	
個人情報ファイル等の種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿等

個人情報ファイル等の名称	漁業許可台帳（うなぎ稚魚漁業）	
実施機関の名称	千葉県知事	
個人情報ファイル等が利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部水産局漁業資源課、銚子水産事務所、館山水産事務所、勝浦水産事務所	
個人情報ファイル等の利用目的	知事許可漁業の許可を受けた者の管理のため	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 漁業種類、4 操業区域、5 漁業時期、6 船舶（船名、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数）、7 許可の有効期間、8 条件	
記録範囲	うなぎ稚魚漁業の許可を受けた者	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の実施機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総合窓口（総務部審査情報課） （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	漁業調整規則	
個人情報ファイル等の種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項又は施行条例施行規則第2条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	総務部審査情報課 （所在地）千葉市中央区市場町 1－1 南庁舎 1 階	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備 考	—	